

災害時における物資（ユニットハウス等）の  
供給に関する協定書

令和4年1月6日

鈴 鹿 市

三協フロンテア株式会社

## 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「三協フロンテア」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、鈴鹿市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

### （供給物資）

第2条 市が三協フロンテアに供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の三協フロンテアが取扱可能な物資とするものとする。

### （要請の方法）

第3条 市は、物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、三協フロンテアに対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

### （供給の実施）

第4条 三協フロンテアは、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

### （引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、市が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として三協フロンテアが行うものとする。ただし、三協フロンテアが自ら運搬できない場合は、市が指定する輸送手段により運搬するものとする。

### （報告及び承認）

第6条 三協フロンテアは、市から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を報告書(様式第2号)により市に報告し、市の承認を得るものとする。

### （費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は市が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、市及び三協フロンテアが協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、三協フロンテアが第6条に規定する実施状況について市の承認を得た後、三協フロンテアの請求により市が支払うものとする。

2 市は、三協フロンテアから前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに三協フロンテアに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 市と三協フロンテアは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、市又は三協フロンテアのいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、市及び三協フロンテアが協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び三協フロンテアがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月6日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 末松 則子

千葉県柏市新十余二5番地  
三協フロンテア株式会社  
代表取締役社長 長妻 貴嗣